

「身体障がい者割引運賃」の名称および適用条件の変更について

2018 年 12 月 18 日

スカイマークは、「身体障がい者割引運賃」につきまして、2019 年 1 月 16 日(水)から、名称および適用条件の一部を変更いたします。

1. 変更内容

① 運賃名称

現在 : 「身体障がい者割引運賃」

変更後: 「障がい者割引運賃」

② 適用対象者

現在 : 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳に、都道府県による航空割引証明印が押印されている方。

変更後: 現在の適用対象の方に加えて、航空割引証明印の押印がされていない方、精神障害者保健福祉手帳(※1)を交付されている方にも適用。

③ 介護者

現在 : 身体障害者手帳(第1種)、戦傷病者手帳または療育手帳に、都道府県による航空割引証明印が押印(本人・介護者)されている適用対象の方と同一便にご搭乗される満 12 歳以上の介護者の方(お一人様まで)に適用。

変更後: 手帳の区分にかかわらず、適用対象の方と同一便にご搭乗される、満 12 歳以上の介護者の方(お一人様まで)に適用。

※1 顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳が必要です。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合にはご搭乗いただけませんので、ご注意ください。

2. 適用開始日時

2019 年 1 月 16 日(水)14:00 以降の予約受付およびご購入分

3. 設定路線

スカイマーク国内全路線でご利用いただけます。

4. 適用開始日以前にご購入された当該券種以外の航空券の振り替えについて

2019年1月15日以前に「身体障がい者割引運賃」以外の航空券を購入済みで、適用開始後に新たに適用対象者になったお客様が当該券種をご希望の場合は、所定の手数料を適用せず、一旦払い戻し後、新たに当該券種をご購入いただきます。

【振替対応窓口】

SKYMARK予約センター 8:00～20:30([TEL:0570-039-283](tel:0570-039-283))

SKYMARK空港カウンター（各空港によって営業時間が異なります。弊社HPよりご確認ください）

※当日の振り替えには余裕をもってのお手続きをおすすめいたします。